

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		多摩美術大学			設置者名		学校法人 多摩美術大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成27年度)					
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数		
						実数	個別			
美術学部	絵画学科	195人	中一種免(美術)	平成12年度	190人	61人	57人	3人		
			高一種免(美術)	平成12年度			61人			
			高一種免(工芸)	平成12年度			17人			
	彫刻学科	30人	中一種免(美術)	平成12年度	32人	10人	9人	0人		
			高一種免(美術)	平成12年度			10人			
			高一種免(工芸)	平成12年度			1人			
	工芸学科	60人	中一種免(美術)	平成12年度	50人	10人	10人	1人		
			高一種免(美術)	平成12年度			10人			
			高一種免(工芸)	平成12年度			8人			
	グラフィックデザイン学科	184人	中一種免(美術)	平成12年度	179人	5人	5人	1人		
			高一種免(美術)	平成12年度			5人			
			高一種免(工芸)	平成12年度			0人			
	生産デザイン学科	104人	中一種免(美術)	平成12年度	110人	3人	3人	1人		
			高一種免(美術)	平成12年度			3人			
			高一種免(工芸)	平成12年度			0人			
	環境デザイン学科	80人	中一種免(美術)	平成12年度	71人	1人	1人	0人		
			高一種免(美術)	平成12年度			1人			
			高一種免(工芸)	平成12年度			0人			
情報デザイン学科	122人	高一種免(情報)	平成14年度	129人	5人	4人	0人			
芸術学科	40人	中一種免(美術)	平成22年度	47人	5人	5人	1人			
		高一種免(美術)	平成22年度			5人				
入学定員合計		815人	合計		808人	100人	215人	7人		
大学名		多摩美術大学(大学院)			設置者名		学校法人 多摩美術大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成27年度)					
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数		
						実数	個別			
美術研究科	絵画専攻	60人	中専免(美術)	平成2年度	48人	10人	9人	3人		
			高専免(美術)	平成2年度			10人			
			高専免(工芸)	平成2年度			0人			
	彫刻専攻	12人	中専免(美術)	平成2年度	9人	4人	4人	1人		
			高専免(美術)	平成2年度			4人			
			高専免(工芸)	平成2年度			0人			
	工芸専攻	10人	中専免(美術)	平成14年度	4人	3人	3人	1人		
			高専免(美術)	平成14年度			3人			
			高専免(工芸)	平成14年度			0人			
	デザイン専攻	45人	中専免(美術)	平成2年度	49人	1人	1人	0人		
			高専免(美術)	平成2年度			1人			
			高専免(工芸)	平成2年度			0人			
	芸術学専攻	10人	中専免(美術)	平成23年度	7人	0人	0人	0人		
			高専免(美術)	平成23年度			0人			
入学定員合計		137人	合計		165人	18人	35人	5人		
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成28年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。									

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成28年7月19日（火）

実地視察大学：多摩美術大学

実地視察委員：谷田増幸委員，佐々祐之委員，藤井基貴委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織について，教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等を満たしていない点があるので，制度を理解の上，速やかに是正すること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教員養成に対する理念・構想を示しているが，認定を受けている学科別，免許状別にこれらを体系化し，具現化するとともに，学科別に履修方法，開設形態を整理し，教職課程に対する全学的な組織，教育課程及び教員組織をより一層充実させるように努めていただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目），履修方法及びシラバスの状況

- 「教科に関する科目」については，自学科での開設を原則とする一方，教職課程の内容の水準の維持・向上等を図る観点から，教育職員免許法施行規則に定める各科目区分の半数までは他学科等及び共通開設の授業科目を充てることを可能としているが，5学科7課程において，科目区分の半数を超えて他学科又は共通開設の授業科目を充てている。教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。
- 開放制の原則における教職課程については，各学科の専門科目を履修することで各教科の専門性を高めることが期待されているが，教科に関する科目の中核となる科目区分に共通開設科目を充てていたり，科目の取り扱う分野に大きな偏りがみられたりした。今後，免許教科の専門的知識・技能を確実に修めることができるように，教職課程に対する全学的な組織において検討の上，教職課程の編成を速やかに是正すること。
- 「教職に関する科目」について，教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か，シラバスからは判断できない授業科目や，科目の趣旨に照らして適切でないと見受けられる授業科目名称があるため，法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに，科目の趣旨に照らして適切な授業内容となるように，内容を再度検討すること。なお，シラバスの記載内容及び記載方針を定め，法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認できるようにすること。また，一部科目について，学習指導要領等のテキスト・参考資料の不足が確認されたため，シ

ラバスへ追記すること。

- 教職に関心のある学生が早い段階から教職の魅力や教員としての適性等を把握する観点から、「教職に関する科目」中の「教職の意義等に関する科目」の配当年次について検討いただきたい。

3. 教育実習の取組状況

- 教育実習は、大学による教育実習体制や評価の客観性・厳格化の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学の所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたい。なお、やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 学生への教職指導について、教職課程資料室及び教務部、就職課窓口を活用して、教職課程担当教員と事務局職員が連携して対応していることが確認された。
- 教員採用試験一次試験合格者を対象として、大学OBの現役校長による面接指導を行っているとのことだが、今後は、教職課程資料室に教職経験者を常駐させることなどにより、面談や模擬授業のアドバイス、教育実習指導などが随時行えるよう、教職指導体制の充実に努めていただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後の学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、全学的により一層教育委員会・学校との連携・協働に努めていただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 教職関連雑誌を配架している教職課程資料室などにおいて、学校現場と同等の環境下により、模擬授業が実施できる環境の整備が望まれる。
- 図書については、教科書、学習指導要領の充実により図っていただきたい。

7. その他特記事項

- 教職教育の専任教員のみならず，教科専門の専任教員とも連携・協力関係を築き，教員養成の維持向上に努めていただきたい。